

参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会(第十一回 継続) 会議録第五号

昭和二十六年九月十日(月曜日)午後一時三十分開会

本日の会議に付した事件

○会社更生法案(内閣送付)

○議員派遣要求の件

○委員長(伊藤修善) 会社更生法案等に関する小委員会を開会いたします。

○岡部常務 ちよつとお尋ねいたしますが、本法律によつて、いわゆる更生計画に関する人間ですが、公務員と認められる人間は一体どういう人々でありますか。

○説明員(位野木益雄) 更生手続においては、種々の機関が設けられておりますが、公務員と認むべき者、これは裁判所以外にはございません。管財人もこれは刑法第七條の公務員ではないといふふうに考へております。それ以外の機関も同様でございます。

○岡部常務 三百條にいろいろ挙げてありますね、調査委員、管財人、審査人、これらの者は公務員ではないのでございますか。

○説明員(位野木益雄) さうでございます。これは刑法の七條にいわゆる公務員ではございません。従いまして、ここに特に規定を設けまして収賄罪について規定をいたしたわけであり

○岡部常務 そうすると、刑法七條の仲裁人に當るものもございせんか。何か仲裁人に當るようなものがありますか。

○説明員(位野木益雄) 刑法の第七

条におきましては、「本法ニ於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ」とございまして、今お尋ねの仲裁人という言葉はこの七條には見あたらないように考へられるのでござい

ますが、いれずにいたしまして、七條の公務員というものの中には入らないといふふうに考へておる次第でございます。

○岡部常務 それに関連しまして、第七百七十二條に、「関係人集會の決議に關シ賄ろを受受する等」となつておりますが、この賄ろといふのは三百條の賄ろとは違ふ意味でございせんか。

○説明員(位野木益雄) これは三百條の賄ろの点と同じでございます。

○岡部常務 刑法にいわゆる収賄罪のことでございますか、收受とあるのは……。

○説明員(位野木益雄) 第七百七十二條に謳われております議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主といふものは、公務員ではございませんので、刑法の収賄といふ罪につきましては、犯罪能力がないといふのですか、

こういう者につきましては収賄罪或いは賄賂罪は成立いたさない。ここではただその実態をいたしまして賄賂を受受するといふふうな目的で權利を取得するといふ場合には、議決権を認めないといふ次第であります。なお

これが三百條の第一項に該当いたします場合には、同時に三百條によりまして処罰するといふふうな関係になるわけであり

ます。

○岡部常務 これはどうしてさういふふうに出て参りましたか。三百條に當てはまらないと私は思いますが、ちやんと、調査委員、管財人と列挙してあるその他外のものには私は當らないと思ひますが、さういふところまで廣く解釈することがどこから出て来ま

すか。

○説明員(位野木益雄) 三百條の後段のほうに更生債権者、担保権者、株主といふものが掲げられております。こちらのほうに該当するわけであり

ます。

○岡部常務 その点はわかりましたが、この七百七十二條は「賄賂を受受する等」不当な利益を得る目的でその權利を取得したものと認めるとき」とこうなつておりますが、これは賄賂であるかないかといふことは裁判できまるものではないでしようか。

○説明員(位野木益雄) この七百七十二條におきまして、「賄賂を受受する等」不当な利益を得る目的でその權利を取得したものと認めるときは、「一」といふことは、必ずしも、刑事判決におきまして有罪の認定を受けたといふふうな場合は勿論入りますが、そのみに限らないのであります。実態的にさういふふうな事態があつたといふことが認められます場合には、これは刑事事件としてなお取上げられておらない場合でありまして、七百七十二條のような処分ができるというふうに考へております。

○岡部常務 そういふ場合を予想して賄賂といふのをここに例示することもどうかと思ひますが、その点如何ですか。何かほかの字句を使うほうが適當ではないでしようか。

○説明員(位野木益雄) そういふふうな感じがいたすといふことは、或いはあるかと存するのであります。この「不当な利益を得る目的で」といふ内容がまあ非常にデリケートな場合があるのです。例えば議決権が非常に賛否相伯仲しておるといふふうな場合に一方の陣營の議決権を他の陣營のほうに譲るといふふうな場合が、まあ両者の妥協によつて有り得ると考へるわけであり

ます。これは常に不当な利益を得る目的であるといふふうに認められるといふたしますと、場合によつて非常に正当な手続の進行を妨げるというふうなことも考へられますので、この不当な利益を得る目的といふことは相當懸念なものに限るといふ必要があるのではなからうかといふところから、特に典型的に悪い場合、これを例示いたしました。書きましましたのが、その賄賂を受受する等」といふふうな字句になりましたのでございまして、非常に饒みづら

いといふ感じもいたすのでござい

ます。さういふふうな趣旨からさういふことにいたしました次第でござい

ます。

○岡部常務 そうすると不当な利益を得る場合の例として一番適切、又一番さういふ場合が多いといふ考へでござ

いまいしよと思ひますが、何かほか

に適當な語句はないでしようか。賄賂といひますと、どうも余りに犯罪と認めるといふ、犯罪と確定し得るわけでもないのですが、この書き方は……。

○説明員(位野木益雄) さういふふうな感じがいたすといふことは、或いはあるかと存するのであります。この「不当な利益を得る目的で」といふ内容がまあ非常にデリケートな場合があるのです。例えば議決権が非常に賛否相伯仲しておるといふふうな場合に一方の陣營の議決権を他の陣營のほうに譲るといふふうな場合が、まあ両者の妥協によつて有り得ると考へるわけであり

ます。これは常に不当な利益を得る目的であるといふふうに認められるといふたしますと、場合によつて非常に正当な手続の進行を妨げるというふうなことも考へられますので、この不当な利益を得る目的といふことは相當懸念なものに限るといふ必要があるのではなからうかといふところから、特に典型的に悪い場合、これを例示いたしました。書きましましたのが、その賄賂を受受する等」といふふうな字句になりましたのでございまして、非常に饒みづら

いといふ感じもいたすのでござい

ます。さういふふうな趣旨からさういふことにいたしました次第でござい

ます。

○岡部常務 そうすると不当な利益を得る場合の例として一番適切、又一番さういふ場合が多いといふ考へでござ

いまいしよと思ひますが、何かほか

に適當な語句はないでしようか。賄賂といひますと、どうも余りに犯罪と認めるといふ、犯罪と確定し得るわけでもないのですが、この書き方は……。

○説明員(位野木益雄) さういふふうな感じがいたすといふことは、或いはあるかと存するのであります。この「不当な利益を得る目的で」といふ内容がまあ非常にデリケートな場合があるのです。例えば議決権が非常に賛否相伯仲しておるといふふうな場合に一方の陣營の議決権を他の陣營のほうに譲るといふふうな場合が、まあ両者の妥協によつて有り得ると考へるわけであり

ます。これは常に不当な利益を得る目的であるといふふうに認められるといふたしますと、場合によつて非常に正当な手続の進行を妨げるというふうなことも考へられますので、この不当な利益を得る目的といふことは相當懸念なものに限るといふ必要があるのではなからうかといふところから、特に典型的に悪い場合、これを例示いたしました。書きましましたのが、その賄賂を受受する等」といふふうな字句になりましたのでございまして、非常に饒みづら

いといふ感じもいたすのでござい

ます。さういふふうな趣旨からさういふことにいたしました次第でござい

ます。

○委員長(伊藤修善) 他に何か御質問は……。

○説明員(位野木益雄) 他に何か御質問は……。

○説明員(位野木益雄) この預り金

の中には、会社からすでに従業員に支払ひまして、それを便宜会社のほうで預つておるといふような場合、即ち実体的にこの預り金の性質を持つてゐる場合におきましては、これは名義の如何を問はず預り金の中に包含してあるといふふうに考へてよいと思つてゐる次第でございます。なお退職手当につきましても、これは預り金的な性質を有するものがあるならば、こちらのほうに入りませんが、それ以外のものはこれは通常の更生債権といふふうに考へております。

○委員長(伊藤修善) 扶養手当は。

○説明員(位野木益雄君) 扶養手当につきましては預り金の性質を有するものはこちらに入りませんが、それからなお給料という部類の場合によつて入り得る場合もあるかと思ひますが、そういうふうな場合はこちらに入りませんが、そうでないものは例の商法の会社と使用人との間に生じた債権につきましては、一般的に優先権が商法の規定によりまして認められておりますが、それによりまして優先権のある更生債権といふふうになると考へます。

○委員長(伊藤修善) という、御説明の趣旨は、要するに手続開始決定を境としてそれまでに債務として生じたものは含むけれども、その他のものは含まない、こゝういふ意味ですか。

○説明員(位野木益雄君) 説明が不十分でございまして、更生手続開始決定後の使用人の給付につきましては……

○委員長(伊藤修善) いや、私の聞いているのは、扶養手当と退職手当のことを言つてゐるんです。

○説明員(位野木益雄君) 開始決定後

の扶養手当及び退職手当でございますが、これは会社の……

○委員長(伊藤修善) 後であれば問題はないですよ。要するに開始決定前に退職して、いわゆる手当の額はきまつていなくとも手当の概念的な請求権がそこに発生してゐるわけですが、そういう場合においてここにたゞ例示的使用人の預り金及び身元保証金とはつきりいつてしまふと、そういう退職手当金といふものに入るのか入らんのかということが問題になつて来るが、それを聞きするんです。ですからそれは何を基準にして定めるか、あなたの御説明を承つてゐると、すでにそういう会社の債務として認められるものは含むという先ほどの御説明の御趣旨ならば、退職したときに請求権が発生してゐるんですから、額がきまつていない場合においても、できる場合には考へられないのですか。

○説明員(位野木益雄君) 一口に退職金と申しましても、いろいろ性質があるものと存するものでありますが、従前の給料の一部を積立てたような形式にして退職の際に支払うといふふうな場合もありましようし、又退職に際して随手的な意味で相当金額を支えるといふような性質のものもあるものであります。前者の場合には、これは百九十九条の預り金といふふうな実態を持つものもあるのじやないかといふふうな意味のこととを先ほど申し上げたのでありますが、そういうふうでなく、退職金のほう、これは通常の更生債権即ち更生手続開始前に生じた財産上の請求権といつたしまして成立するのであります。これは金額は決定いたしておりますが、やはり条件付きの一種の債権とい

たしまして、更生手続開始決定において然るべくこれを将来退職したときにどういふふうにして払うといふふうなことをきめて処理するといふふうに考へております。

○委員長(伊藤修善) そういうのじやなく、すでに退職して、退職という事実は確定しておるわけですが、退職金の金額がきまつらん場合、又現実に交付してない場合があるでしよう。在職中のいろいろものを調べて置いて……

○説明員(位野木益雄君) そういうのじやなく、そういうのが往々ございしますよ。こゝういふ更生手続を開始されるような状態になれば、そういうのが多いのです。そうすると労働協約或いは会社の社則なりによつて退職したものに退職金を支払うといふことになつておるのです。債権とはにかく、債務は発生しているのです。ただその額が算定はされてゐない。現実に交付されてゐないといふような状態が、それはしばしば……

○説明員(位野木益雄君) そういふふうな場合も大体同様な考へ方でやつて行くといふことを考へておるのであります。金額も規定によれば、客観的には確定し得るといふことになるかと思ひます。若し確定してないといふことでございしますれば、これは評価によつて、或いはそういうふうな手段で調整をいたしまして、そうして計画によつてその支払ひについて定めるといふふうなことになるかと考へております。

○委員長(伊藤修善) 私のお尋ねするのには、そういうような退職手当は百九十九条の適用があるのかないのかといふことをお尋ねしてゐるのです。

○説明員(野木新一君) 位野木参事官から御説明を申し上げましたが、御質問のような退職手当が百九十九条に該当し、従つて共益債権として請求できるかどうかといふ点につきましては、普通の場合には、これに該当しない場合が多いのじやないかと存するのであります。従ひましてそういうものは更生手続開始前に生じた債権でありまして、従つて更生債権になるものと存じます。而してその額のまだきまつていないものは百七十七条によりまして、その評価額によつて議決権等を算定する、次第であります。ただ退職手当、或いは扶養手当でありましてもその性質が、或いは給料を払うのを少し会社が留保して積立てて置くといふようなものを、一種の預り金という性質に該当いたしますので、若しそういうようなものでありますならば百九十九条に該当すると、そう考へておる次第であります。

○委員長(伊藤修善) そうすると原則として、結局退職手当及び扶養手当は共益債権としては認められない、但しその退職手当の内容が給料の積立といふような性質があれば、それはいわゆる共益債権として取扱う、こゝういふように解釈していいのですか。

○説明員(野木新一君) さうでございします。

○委員長(伊藤修善) 百二十七条ですね。届出事項の変更があつた場合に、百四十三条の調査期日における確定の後でもできる、若しできるとすればそれは百四十五条の債権者の記載が確定判決等と同一の効力を有する旨の規定があるのですが、それとの関係はどうなるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 實に附することのできない事由で届出事項を変更するといふような場合でございします。これも一旦確定判決と同一の効力を生じました以上は、通常の訴訟の場合と同様にはやはり変更を許すべきじやないかと考へられます。これはこゝういふ事態はまあ非常に稀にしか起らないのではないかと考へておりますが、そういうふうな場合はこれは止むを得ないのであります。

○委員長(伊藤修善) 結局できないと、そういうことになるのでございしますね。

○説明員(位野木益雄君) さうでございします。

○委員長(伊藤修善) そうするとおのづから調査期日におけるところの確定前であれば、百二十七条にいう変更はできない、こゝういふ制約を受ける、こゝういふことですね。

○説明員(位野木益雄君) さうでございします。

○委員長(伊藤修善) 百二十九条の第三項の場合のその認定は誰がするのである場合には裁判所が決定するのである。

○説明員(位野木益雄君) これは争がある場合には裁判所が決定するのである。

○委員長(伊藤修善) 百二十九条の書き方だけでそれがわかるでしようかね。ほかにこれを解釈する、裁判所がするといふことがどこか解釈上出て来るのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは百七十条におきまして「管財人並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者

及び株主の議決権につき異議を述べることが出来る。」というふうなことになる。更に百七十一條におきまして「異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは数に応じて議決権を行使することが出来る。」更に第二項におきまして「異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権を行使させるかを定める。」とありまして、争いのある場合には裁判所がきめるということとが定められております。

○委員長(伊藤修君) 今の御説明の場合には多く異議のある場合のことです。

○説明員(位野木益雄君) さようでございます。

○委員長(伊藤修君) 百二十九條の第三項の場合には、「会社は破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。」と、これは異議を言わない場合が多いでしょう。破産の原因があるなどというふうな、株主が異議を言うような場合は恐らくあり得ないでしょう。黙つておるでしょう。

○説明員(位野木益雄君) これは株主が異議を述べるといふことはございませんで、更生債権者から異議を述べるといふことを考へております。

○委員長(伊藤修君) 破産の原因たる事実があつても議決権を行使するのであるか。

○説明員(位野木益雄君) そういふふうな結果になります。これはこういふふうなやり方をとらずに果して会社に破産の原因たる事実があるかどうかというところを一般的に裁判所に決定させ

る手続を作つてはつきりさせるかどうかという問題がございます。これも相当論議されたわけですが、むしろこの手続におきましてはさういふふうな会社に破産の原因があるかどうかというところを特に取上げて、それを確定するといふふうなことは好ましくないやないか、会社に対して烙印を捺すやうなことになるので好ましくないやないかといふふうなことを考へまして、むしろ議決権の有無という形におきまして、而も争ひのある場合にのみそれを決定するといふ形式をとつたわけでございます。たださういふことは債権者なるものには非常の場合によつて不利益を与えないかといふことを考へますが、債権者として若しさういふことがあればこれは恐らく争はないといふことは考へられない。まあ少くともさういふ主張をしたいと考へる場合は、必ずこれは主張するでありまして、それから、その点はこの程度で差支えないのじやなからうかといふふうなことからさういふふうないたした次第であります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、結局は破産の原因があつても異議の申立がなければ、確定後はそれが補正というから自立補正せられてもはやその破産の原因を理由として議決権を否定することができんことになるわけですか。

○説明員(位野木益雄君) すでに議決権を行使されてしまえば、さういふふうなことになります。

○委員長(伊藤修君) そうすると争ひ期間は、これは争うといふか異議を申立てる期間は、法律の許された期間内であれば破産の原因は指定することができないわけですか。それから後

はさういふ原因がだん／＼進行によつて知つてもすることができないといふことになりますわけですか。

○説明員(位野木益雄君) さういふふうになります。ただ議決権の有無は、これは最後の回の集会の議決の時、初めてはつきりする必要があるし、又それをすれば足りるわけでありまして、事実におきましてはこれはさういふふうな不都合は余り起らないのじやないかといふふうな考へております。

○委員長(伊藤修君) だから私のお尋ねするのは、通常第三回の集会において議決権を行使する場合までに異議の申立がないといふと、その後においては、さういふ原因が他の債権者若しくは担保権者が知つても、これを主張することができない、さういふことになるのですか。

○説明員(位野木益雄君) さようであります。

○委員長(伊藤修君) その場合においては、第三項のような仮に立場になつた株主においても、その他の更生手続はできるのですか。更生計画案の作成とか案に対する意見とか……。

○説明員(位野木益雄君) できます。

○委員長(伊藤修君) できますか……。

○説明員(位野木益雄君) さうであります。

○委員長(伊藤修君) 百三十條によつて更生手続に参加しようとする株主は、現実に会社の株主名簿に登録されたもののだけを指すのですか。或いは株式を持つておるものも含むのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは会社の株主名簿に登録されてない株主でも、実質上の所有者であればよろしいといふことになつております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、商法にいう会社に対する対抗要件を必要としないわけですか。

○説明員(位野木益雄君) これはこの更生手続におきまして、関係人に異議がなければそれでよろしいわけでありまして、異議がありますと、自然株主名簿の登録によるということが問題になるわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 登録されてないのは、異議を申立てられると、それは除外されるわけですか。

○説明員(位野木益雄君) さようであります。

○委員長(伊藤修君) 百三十五條ですが、調査期日の場所ですね、これは普通学識的には裁判所と解せられるのですが、裁判所以外によつて開くことができるのですか。例えば会社の本店で開くとか、或いは利害関係人の多い工場の所在地で開くとか、工場で開くとかいふことが出来るのですか。

○説明員(位野木益雄君) これはこの更生手続は裁判所が主宰する手続であつて而も関係人集会、裁判所の更生手続は、裁判所の主宰する手続でありまして、従ひましてこの更生担保権の調査の期日もこれは原則として裁判所において開くといふことになるわけでありまして、ただ裁判所の規定によりまして、特に裁判所外の場所において裁判をなし得る場合であります。さういふふうな手続をとりました場合には、それはこの以外の場所でもできることになります。

○委員長(伊藤修君) 原則としては裁判所で開くけれども、その他の法律の手続によつて裁判所外で開くこともできる、さういふ解釈ですか。

○説明員(位野木益雄君) さようでございます。

○委員長(伊藤修君) 百四十三條ですが、更生債権、更生担保権の確定の場合において、権利について異議はないが、議決権の額につき異議のある場合があると思ふのですが、この異議を申立てる議決権の額の確定を阻止することが出来るのでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) 権利の有無につきましては、争ひがないが議決権のみについては争ひがあるといふことがございまして、議決権のみについて意見を求めるといふこともできると考へております。ただ事実上はさういふふうなことは余りあり得ないと考へてゐるわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 百四十五條の表の記載は確定判決と同一の効力を有するといふことになつてゐるのですが、これは確定判決をするの性質を帯びてゐるか、或いは給付判決の性質を帯びてゐるか……。

○説明員(位野木益雄君) これは性質上確定判決の性質を持つてゐると考へております。

○委員長(伊藤修君) そうすると、これによつて強制執行はできないことになるのですか。

○説明員(位野木益雄君) 強制執行の効力につきましては、なお別に条文が設けられておまして、強制執行の実施といふことが特に規定されております。それは二百五十三條、及び二百九十一條、二百九十二條でありまして、

いずれも更生手続終了後における強制執行を許している規定であります。而して更生手続中は特に強制執行を許さないものでありますから、執行力の規定はないのであります。

○委員長(伊藤修善) そうすると本質は給付を許すことになるという給付判決じゃないのですか。

○説明員(位野木益雄) これはやはり判決確定の訴えとか破産法に載っておりますが、それらでも更生債権確定の訴えとして確定判決だと思えます。

○委員長(伊藤修善) そうすると、その条文によつて強制執行権を付与すればいい、こういう建前をとっているのですか。

○説明員(位野木益雄) さようでございます。

○委員長(伊藤修善) これをなぜ会社に対して有効にしないのでしょうか。」「更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。」こう語つてあるのですが、会社を除く趣旨がよつとわからぬのです、今の百四十五条ですね。

確定判決として会社にも効力を有するほうが問題の趣旨にも合致するし、又法主体の便宜にも供せられると思うのですが……。

○説明員(位野木益雄) この百四十五条は更生手続がまだ認可の段階に至らないその以前の更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者、更生担保権者及び株主に對する効力について規定したものでございませう。これは本来ならば二百四十五条の規定がございませう、場合によつては要らないといふふうな、余り実益がない規定であるといふふうなことも、まあ言え

ないわけじゃないのでございませうが、併しなからそれまでにおいてもこれは確定する、そして而もその後においても執行力を持つのだといふふうなことを明らかにする意味で書いた規定でございまして、この更生手続のされている会社自体の關係におきましては、これは特に規定するまでもなく、この確定判決と同一の効力を認めなくてもこの手続を進めて行くことはこれは當然として考えておる次第であります。従ひましてこの点につきましては、特にそういう規定を設けなかつたのでござい

ます。

○委員長(伊藤修善) 当然ということとは、あなたの方の立案者の独断であつて、これを受けるほうの國民の側から見れば當然という結論は出て来ないのじゃないか。やはり更生手続の關係人である、主たる關係人たる会社のごときに対しても、やはり確定判決と同一の効力を持つておると規定したほうが手続進行上においてもいいのじゃないのですか。進行中であるから会社を除くという考え方はどうですか。

○説明員(位野木益雄) それはちよつと申し落しました、もう一つ理由がございませう。この更生手続中は管財人は関与いたしますが、会社は管財人がある場合には債権確定等には関与いたさない。従ひまして若しこの手続が停止されたといふような場合におきましては、これは更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、会社との關係におきましてはまだ確定力を持たせることは適當でない。従ひまして執行力を持たせることも適當でないといふことから、先ほど引用いたしました二百九十一條、これでそういう場合には、会

社自身が調査期日において異議を述べなかつた場合に限つて強制執行ができていふふうになつております。そういうふうな観点がございませう。でこの先ほどのあの言葉は少し不當であつたかと思ひますが、そういうふうな点からこれが会社に対しては特に効力を認めなかつたわけでありませう。

○委員長(伊藤修善) 又後日伺ひますことにいたしまして先に進むことにいたします。百五十一條によりまして、調査期日において異議を述べた更生債権者、同担保権者、株主などが訴えを提起しない場合、異議を受けた更生債権者、更生担保権者は異議ないものと確定するものと解されるのですが、この場合更生債権者表、又は更生担保権者表の記載の手続はどうするのですか。

○説明員(位野木益雄) これは異議はすでに百四十四條におきまして記載せられておるわけでありませう。そのままで特に確定手続をとらなければ異議があつたものとして未確定、不確定なものとして取扱われると考えております。

○委員長(伊藤修善) そうするとこの訴えがない場合でも未確定ということになるのですか。

○説明員(位野木益雄) さようでございます。

○委員長(伊藤修善) そうすると、ここに異議を主張する事ができる。この本文にあるのですか、これはどうする

とその訴訟手続によらずして異議を言ひ放しで置けばそれで未確定のまま行くわけですか。

○説明員(位野木益雄) これは失礼

いたしました。少し読み方が足りませんでした、百五十一條の場合におきましては、異議を述べた者が一定の期間内に訴えの提起の手続をとらなければその異議は無効ということになるわけですね。これは記録上おのずから出て来ることでございませう、特にまああせいこうせいといふような規定は設けなかつた。

○委員長(伊藤修善) ですから本条によりましては、異議を述べた人は訴えの手続によらなければその異議は完成しないことになるのですか。

○説明員(位野木益雄) さようでございます。

○委員長(伊藤修善) だから訴えもせずに異議の言ひ放しの人結局異議なきものとして取扱われるのが本當じゃないですか。

○説明員(位野木益雄) さようでございます。

○委員長(伊藤修善) 異議の説明がちよつと違つておるわけですね。

○説明員(位野木益雄) さようでございます。

○委員長(伊藤修善) そうすると、その場合における更生債権者表或いは又更生担保権の記載といふものは何もそういうことは書かんでもよろしいのですか。異議がなくつても異議の訴えがなかつたか書くのですか。それとも普通異議がなかつたものとして普通の表を作ればいいのですか。

○説明員(位野木益雄) これは異議がありましては、やはり百四十四條によりまして一応はこの異議があつたといふふうなことを記載し、まして、その後訴えがなければこれを無視するといふふうな書かれておる。

○委員長(伊藤修善) 前提として異議があるけれども、異議が完全な手続が遂行されていないといふことになるのですか。全然無視して異議がないものとしてこの更生債権者表若しくは更生担保権者表を作るべきか、異議のある表といふようなわけには行かないと思ひますが、そのところの作り方……。

○説明員(位野木益雄) これは便宜の問題ですが、特に法律ではその点は余りはつきりいたさなかつた。

○委員長(伊藤修善) たくさんあり得るでしょう。

○説明員(位野木益雄) 便宜取扱ひ上……。

○委員長(伊藤修善) 實際問題は法律に予想しないことがたくさん出て来るが、それでは取扱者が迷つてしまふと困るから……。

○説明員(位野木益雄) 便宜な方法で……。

○委員長(伊藤修善) だから結局私の言ひは、本文にそういう場合の附いすべしとないかと……。

○説明員(位野木益雄) これは從前の破産法によりましては、有名義債権につきましては同様のことがあつたわけでありませう、そのときに特に規定はなかつたのじゃないかと考えま

○委員長(伊藤修君) 本法の立案は成るべくわかるようにお書きになるとい

○説明員(位野木益雄君) 若し、これは非常に細かくなりますが、適当に補充するほうがよいということをごさいますれば、これは又適当に考えて行きたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 百五十四条によりますと……百四十七条によれば会社を相手方とする訴訟があれば、なぜ裁判力を会社の管財人に及ぼさなかつたのでしょうか。

○説明員(位野木益雄君) これは百四十五条と併せて参ります規定でござい

○委員長(伊藤修君) ちよつとわかりにくいですね。

○説明員(位野木益雄君) 百四十五

○委員長(伊藤修君) 百五十四条をお尋ねしておるのですがね。百五十四条の訴訟の中には百四十七条の訴訟もあり得ると思ひますがね。百四十七条によつて会社を相手方としての訴訟があると思ひます。そういう場合に裁判力をなぜ会社にも及ぼさないか。百五十四条によると、会社には裁判力がないことになるのですがね。

○説明員(位野木益雄君) これは個々の判決におきましては、原告又は被告となつた者、これは、民事訴訟法の規定によりまして、当然裁判力を受けるわけでありまして、特に第百五十四条のような規定を設ける必要はないと考えます。

○委員長(伊藤修君) そうすると百五十四条の場合には、この規定が表現する範囲において賄ふべきいのであつて、その他は、一般の民事訴訟法の規定に従つて行われるから、特にここに書かなかつた、こゝういふ意味ですか。

○説明員(位野木益雄君) そういうふう

○説明員(位野木益雄君) 個々の判決におきまして、原告又は被告となつた者、これは、民事訴訟法の規定によりまして、当然裁判力を受けるわけでありまして、特に第百五十四条のような規定を設ける必要はないと考えます。

○委員長(伊藤修君) そうすると百五十四条の場合には、この規定が表現する範囲において賄ふべきいのであつて、その他は、一般の民事訴訟法の規定に従つて行われるから、特にここに書かなかつた、こゝういふ意味ですか。

○説明員(位野木益雄君) 百五十六條に、「更生計画によつて受ける利益の予定額」とあるのですが、受ける利益の予定額といふのはどういふものですか。

○説明員(位野木益雄君) これは、破産法の破産確定の訴訟なんかの例によつたものでありまして、更生計画によつて受ける利益の予定額と申しますのは、更生手続で以て大体どの程度の権利の分け前を受けるかということをごさ

○委員長(伊藤修君) 利益といふ言葉は、個人の本質的な立場から立つて利益といふのはなくして、更生手続から見て受けるものはすべて利益になるわけですか。例えば百万円の債権があるつた、そのうち五十万円はか弁済を受けた、そのうち五十万円はか弁済を受けた、百万円のところを五十万円ですから、受ける利益はありまじせんね、五十万円損するのですから。けれども、更生手続から見れば、減額された五十万円というのが受ける利益ということになるのですか。

○説明員(位野木益雄君) さようでございます。

○委員長(伊藤修君) 百六十条です

○説明員(位野木益雄君) 百六十条です

○委員長(伊藤修君) 百六十条です

○説明員(位野木益雄君) 百五十八條の場合、会社に対する百二十一條第一項第五号に掲げた罰金の科料の刑の判決について上訴する場合があると思ひますが、その場合に管財人が当事者資格があるのですか、どうですか。それから、本条で以て管財人に当事者資格を認めておるといふ意味ですか、どうですか。

○説明員(位野木益雄君) 刑事訴訟における罰金の刑の言い渡しといふものは、これは純粹の財産的な債務と違ひますので、これは被告人以外からは不服の申立はできない。百五十九條はそういう場合を許す趣旨ではない。

○委員長(伊藤修君) 百五十八條

○説明員(位野木益雄君) 百五十八條

○委員長(伊藤修君) 百五十八條

○説明員(位野木益雄君) さようでございます。

○委員長(伊藤修君) 百六十条です

○説明員(位野木益雄君) 百六十条です

○委員長(伊藤修君) 百六十条です

○説明員(位野木益雄君) この認定は非常に困難であります。突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

或いは止まつたりしたときを基準として計算するものではなくて、事業が動いて生きて行くということを前提として評価して清算するわけでありま

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

○委員長(伊藤修君) 突際問題とい

○説明員(位野木益雄君) 突際問題とい

すか。あなたの今の御説明のように行けば、利用価値というものを考えて計算を組立てなければならぬ、その下に組立てられた数字によつても弁済ができない、分配ができないという場合においては、初めて除外されるということになつて来るわけですか。

○説明員(野木新一君) 大体同趣旨になるかと思いますが、この計算はやはり一応評価という段階がありますので、会社の事業を継続するものとして評価して、そして清算するものとしてございまして、裁判所或いは当事者の見込みだけでなくして、或いはそこに財産の評価ということがありまして、それに基づいて結局除外すべきかどうかということは決することになるかと思いますが、つまり評価の仕方が、基準が或いは会社が継続するものとして評価する、そういう意味におきましては或いは何と申しますか、相対的と申しますか、或いはそうならうかと思ふわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 言葉が悪ければ……問題は評価の問題ですが、ただ評価が一番これは大切な問題になつて来るのですが、評価をどういう基準によつてやるかというのを明らかにしてもらいたいと思ひます。いわゆる競売をして会社を、分散するときの価値で評価をするのか、或いは会社を売却して行くかということを目安において、基準において評価するか、その点を明らかにして頂きたい。

○説明員(野木新一君) 第六十条の趣旨とするところは、只今委員長のおつしやつた後者のほうの場合を標準とする場合であります。即ち会社がばらばらに解体するという場合の評価でな

くて、事業が活きて、事業を継続して行くということを前提にして評価するわけでありまして。

○委員長(伊藤修君) 従つてその現有財産が有するところの利用価値というものは、評価の中に算定されるという結果になると思はれるのですが、そうで

○説明員(野木新一君) さうでございます。

○委員長(伊藤修君) 百九十九条で清算を内容とする計画書の作成を認められておるようですが、むしろこういう場合においては清算手続きに移行すべきでないでしょうか。

○説明員(野木新一君) この会社更生手続は、企業の維持継続というものを目的とする手続でございますから、もはやさういふことができない、単に清算だけをしようという場合には、これは本来この手続の領域外ということでありまして、領域外であるということができると思ひます。従ひましてこの規定は、やや例外的なものをここに附加したものでありまして、まあ便宜に入れたものであるということが言えるのであります。そこには併し相当の理由が考えられたわけでありまして、初め手続を開始した際には、なお事業の維持更生が可能であつた、ところがその後の情勢の変化によりましては存続は不可能だ、単に清算を内容とする計画しか見込みがないというふうな状態になつた場合において、折角続いて来た手続きをこれを全部御破算にして、今度はもう一度破産手続なり或いは特別清算手続なりに移すかということを考えますと、これは相当手間がかかる、できればこの手続を利用して、而も同

じ目的を達せれば非常に便利じやないかということ考えた。ただその性質が非常に違つておる、当事者の利害関係に非常に影響を及ぼすということでありまして、これは避けなければならぬ、従前の手続を利用できるということでありまして、そのほうがやり直すよりは好ましいということが言へると思ふ。特にその点は両者の手続の差異というところを比較いたしましたところ、これはそれほど本質的なものはいないのでありまして、単に担保権者の保護という点が違つておることを考えたわけですが、担保権者につきましては、破産手続或いは特別清算手続におきましては、手続に参加しない権利の行使が認められておるわけでありまして、この手続におきましては担保権者の多数決によつて拘束されるという建前になつておるもので、その点を手当いたしましたして、清算を目的とする計画案につきましては担保権者は全員の同意を要するといふふうにしたしましてその調整を図つた次第であります。そういうふうな手当をして置けば、これはむしろ従前の手続を利用したほうがいふろ、な点で便利ではないかと考えた次第であります。

○委員長(伊藤修君) この第二百五条ですが、裁判所の職権による修正を認められておりますが、これは非常に運用の仕方によつて危険ではないかと思ふのですが、むしろ職権による修正といふものを認めないほうがいいのではなからうか。御説明の場合には、不適法の場合のみに限るようによつて御説明が

えられるが、そうすると非常に幅の広いものであつて運用によつては相当危険なものだと考えられるのですがどうですか。

○説明員(位野木益雄君) この二百五

○委員長(伊藤修君) 御説明によつて、或いはさういふ一つの制約する機会もあるからいかも知れませんが、この間の御説明によれば不適法の場合にのみ限るといふ解釈はこの条文から出て来ないようですが、むしろさういふ立法御趣旨ならその点をはずりして置いたほうがいいのではないかと、職権修正の場合ですね。

○説明員(野木新一君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

ので、裁判所の行き過ぎということも事前に是正と申しますか、そういう債権者集会のことを考えますと、裁判所もさういふ行き過ぎるようなことはないだらうといふことを考へておられます、なおこの規定自体が予想するところは、やはり自主的な修正というやうなことが、むしろ債権者、さういふ関係人集会という関係人のいふやうな折衝に任じて、裁判所は法律面からむしろコントロールするといふのが狙ひでありますから、大体ちよつとした違法の点だとか、さういふような点を裁判所は気がついたら是正できる。さういふ道も開いておいたほうがいいという趣旨でこの条文が立案されたわけでありまして。運用の点であります、余りに裁判所が自主的に案の内容、当事者が折角きめた案の内容までも入つて行くといふ行き過ぎであります、さういふやうなことを心配されますと、或いはこれをしほつたほうがいいと思ひますが、私どもの考えでは繰々申上げましたように、関係人集会等の関係も考へたらさういふ行き過ぎになることはいふまでもないといふ考えで一応このやうな表現を取つたわけでありまして、表現の点はお研究の余地があれば御研究願つて結構であると存じておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

○委員長(伊藤修君) 二百五

うであるとするならば、不法法の場合だけに限つてもいいのではないか、こう考えられますね。

○説明員(位野木益雄君) 今の職権の場合には、不法法の事由のある場合に限るといふような点でござりますが、この不法法という内容を考えますと、すでにその内容の中に相当純粋の法律問題以外に、その計画が遂行できるかどうかというふうな、やや妥当性の問題等も見えらるる部分を含めたいとおります。これと妥当性との境界、境界如何という点になりますと、これ又非常に困難な問題が起るかと思ひますが、そういうふうな疑いを感じて、又争ひも避けるというふうな意味から特にそういうふうな限定を設けなかつたのでありますが、まあ元来この手続自体は裁判所の自由裁量という余地を非常に広く認めておるわけでありますので、この部分だけをいふといふことも少し不均衡ではないかといふふうな感じもいたしまして、特に限定しなかつたような次第であります。

○委員長(伊藤修君) 只今の補足的御説明によつても、いわゆる不法法の場合の解釈が、いわゆる本来の更生計画が遂行できるかどうかという、いわゆる事業の本質論に入つて来るのです。いわゆる不法法の場合というものは、そこまで入るといふことになる、結局法案について、法案というか本来の更生計画というものの対するやはり修正ということも可能だ、裁判上可能だといふことになるのですが、そうすると多数の利害関係人が衆智を集めて、而も実践に當つてゐる人がこれは遂行できると考えたことを、事業界に通ぜられない一判事が、それが机上で以

てできるかどうか。判事の頭では一千万円、一億円という事業計画はちよつと考えられない場合が往々あり得ると思ひますが、そうするとその人の考え方によつてこれはどうも修正されて行く。これは又再び集會にかかるといふふうなものですけれども、従つて折角当事者が理解してそれでやろうという熱意があつても、一判事の依怙地によつてそれが難航するといふようなこともあり得るのです。これは東京あたりの錚々たる人は別として、田舎に行くとそういう人ばかりいませうから。だから私はそれを憂へるのです。だから御説明のような御趣旨は、法律的な不法法の場合これを職権修正するといふならそれはいいですよ。それならそれはやはり明確にして置かんと、今御説明の範囲も拡張して来るのですから、局長さんのお言葉と位野木参事官の御言葉では少し膨脹して来るわけですね。

○説明員(野木新一君) 二百五十五条の規定は、第二百四十一条の更生計画認可の要件と脱み合して考えるべき規定になりまして、今位野木参事官の説明も二百四十一条の認可要件と脱み合せてはうの面からの説明が強調されましたので、ちよつと矛盾するかのような概観を呈しましたが、大体趣旨とするところはやはり裁判所には非常に大きな裁量権を与えられておりますが、やはり何と言つても関係人集會或いはその前にいふ／＼のグループが集つて案を練つて来るのでありますから、計画自体は大体そういうことを尊重して行く。ただそれが後になつて認可の要件に合致しないようなことが起りましたは困りますので、結局二百五十五条といしま

しては、主としてそちらのほうからの観点から見て行くことになるものと思ひます。ただ計画案が具体的に甲案よりも更に乙案のほうがベターではないかというふうな妥当性の問題から裁判所が自分のほうはこつちのほうがいいと思うというふうな点からこれを修正するといふようなことは、二百五十五条の条文から殆んど予想しておらない次第であります。

○委員長(伊藤修君) 只今の御説明のごとくならばいいと思ひますが、そうではなくて更生計画の事業上の問題にも職権修正ができるという点になる。と、余り幅が広がって却つて弊害が多いのではないか。つまり逐条説明の場合の御説明のごとくならばいいと思ひますが、そうでないといふ非常問題が起ると思ひますが……

次は二百四十九条の第一項中の更生計画に關する事項を更生に必要な事項とすべきではないかと思ひますが、これはどうでしょう。○説明員(野木新一君) 二百四十九条の一項は最小限度の法律的要件として、こゝういふことを定めたものでありまして、第二項はそのほかに相対的事項とでも申しましようか、当事者がわかりやすいようにこの点もある、この点もあるといふように大体索引的に述べたものであります。而してここに更生に必要な事項といふことを議つたらどうかという御質問であります。更生に必要事項といふ抽象的文言によりましては、必ずしもやはりはつきりいたしませんので、むしろ二百四十九条のように法律面から捉えて最少限度のことを書いて置けば、ここにおのずから更生計画でありますから更生に必要な事項

は盛り込まれて来るという考えの下に立案しておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) これは二百四十九条は更生計画書だから、それにはやはり更生計画といふものがある点まで必要の記載事項といふことにしないと、簡略にされる虞れが相当あると思ひます。折角の目的がこゝで外される。實際は書くことは常識でしょう。併し法律がそれを要件としていない以上は、書かなくてもいいといふことになり。とすると日本の法律家といふものは要件じやないから書かん。それに對して裁判所がなぜ書かないかと。言つと、法律は要求してないじやないかと理窟を言うのが往々にしてあり得るのであります。若し書かれることが立案者のほうで予想されておるならば、むしろ法律のほうにもそれを明らかにして置いたほうがよいのじやないでしょうか。

○説明員(野木新一君) 御趣旨は了解できるように思ひますが、なお二百四十九条第一項の趣旨は、更生債権者とか更生担保権者若しくは株主の権利の変更に關する事項を含まないような場合には更生計画はできない。即ち何らかの意味で最小限度これらの権利の変更を来たす場合でなければ、このような強力な手続を用いることはできないといふ趣旨も一方には含んでおるわけでありまして、むしろ一項の必要な記載事項といふのは、只今申上げた趣旨をも含んだといふ意味で重要性があるのじやないかと考えておる次第であります。

○委員長(伊藤修君) 御説明は納得いたしますが、私は更生計画といふものは、本法の一番の中心をなすものだと

思ひますから、更生計画において将来の会社がどういふふうに行くのかといふことが一番知りたいことと思ひます。債権を百万円のもの、五十万円に削つたといふことは、目前の問題です。講和条約においても目前のことではなく、我々は將來のことを心配する國民ひとしくそう考える。それと同じように会社を更生させるかどうかといふこと、將來の見通しがどうなつて来るかといふことの目標といふものを定めずして、目前の債権の切捨てとか、或いはそれを延期するとか、担保権の剥脱とかといふことは、これは目前の手段に過ぎない。手段を明らかにすることは、これは条文によつてわかるが、目的をはつきりさせるというところが、それはむしろすべての人が希望するところだと思ふ。その目的を例へば死文的にでも、簡単にでもどう行くのかといふことを、この会社の目的を定めることが必要じやないか。だからそれは必要な記載事項として定めて置かないと、この更生計画といふものは中心を失ふのじやないかと思ひます。当然書かれるでしょう。書かれないでしようけれども、法律が要求してなければ書いても書かないでもよいのだ、ましてさうな重大なことは成るべく書きたくないから、責任を負わなければならぬから、だからそこまでの將來の見通しを責任を持って書き得るだけの信念を持つて更生してもらなければ何にもならない。小手先の整理だけをやつて、もう俺は知らないぞといふことは、それは仏を作つて魂を入れないのと同じじやないか。主眼は更生の目的にある。そこでその目的をどうでもいいのだといふようなお考え方は折角こゝまで作つたといふことが

水泡に帰するのじやないか。

○説明員(野木新一君) 御指摘の点につきましては、更生計画が出来上るにつぎましては、或る会社の事業が将来どういうふうになるかというものであり、或いは会社の資金は、計画はどうである。そういうような点、計画はどうか予想され、或いは準備されなければ更生計画はできないわけであり、更生計画は、或いは実面的な面、或いは経済的な面は裏にしていると申しました。法律問題には浮び上らせないでこの七条の計画自体にしても、法律的な面からのみ捉えて、必要最小限度のことを書き、而もその書く目的は、あとの手続を簡略にするという面から脱し合せて、これに書かせる。そういうしませんが、更生計画で何でもかでも書くことになり、非常に複雑になつて、或いは或る部分は変更になつたりした場合は、その変更の手続とか、いろいろな点で計画自体が非常に複雑になりはせんかというところが心配せられましたので、実問題として、そういう事項が、計画が出来上るまでは附屬書と申しました。これらの書面、或いは申合せ等で見直しをつけられて、その骨格として、更生計画ができて、それが法律の面からは最初の認可を得るといふようにしたほうが、法律的手続から見ればむしろ妥当じやないかというように考え、更生計画が、或いは別の面から見れば委員長のおつしやるような点も確かに問題でありまして、その点は十分御議論して頂く価値があるものと存する次第であります。

○委員長(伊藤修君) これは私は二百

十九条の記載事項は必要じやないというのではないのです。これは最も必要なんです。当面の問題としては正に当然書かなければならぬものであつて、これは差支えありませんが、この二百十九条に定められたことを書く上においても、目標はあるはずなんです。例えば従来東京から東京地区だけの範囲において営業をなされておるものを、更生計画によつては日本全国、或いは外国地域をも含めてしなかつたならば、この事業会社というものは将来更生して行けないのだという見通しがあつてこそ初めてこれは更生するのかもしれないかというところが一般債権者、若しくはその他の利害関係人において納得されるべきものである。

その目標なくして、一体これは縮小されるのか、拡張されるのか、或いは従来持っていたものを放棄するのかもしれないかというところが基本になつて来てこそ、初めてこの二百十九条で書かれたことの内容が可能性あるかないかということが判断ができて来ると思ふのです。その目標なくして、ただ当面の事業だけを処理して行くだけでは、お先真暗では、関係人は不安だと思ふのです。だからこの更生計画というものを将来において遂行して行く理事者、或いは一年間なら一年間管理人が遂行する、若しくは管理人の選定した理事者において遂行される場合においても、その目標の下に遂行されなければならぬ、又その後においてこれを承継継いだ人も、その目標の下に遂行されてこそ、更生計画は五年なり十年なりの更生計画を立てられるとすれば、その目標の下に更生計画が遂行さ

れるということになるのだから、やはりその目標というものは、この手続において一番眼目であるとは私は考える。それを裏に置き、若しくは第二義的に考えて、当面の整理のみに主眼を置かれることは、私はこの法律の目的を外しておるのではないかと思ふのです。

○説明員(野木新一君) 委員長の御指摘の点も有力な御議論とは存じます。立案者の立場といたしましては、更生計画が上る実際の場面におきましては、当然おつしやつたような事業計画とか、資金計画とかいうものの見通しがつけられて、初めて各組のものの賛成を得、各組の多数を得られて決議せられることになると思ふのです。ただそういうことをこの法律の要求する更生計画書自体に法律条件として表示するかどうかという問題であります。その点につきましては更生計画はなるべく簡単に置いて置いたほうがよいのではないかというところが一つ、それからそれにしてもこの法案におきましては、相当複雑になつております。これは主として後に述べます。いろいろの手続を省略する部面から見ても、こういうことを更生計画自体にはつきりして置けば、手続を省略できて手続全体が簡単にいくという見地からこういうことを盛つたのでありまして、そういう法律の必要以外の点はなるべく要件としては省いて簡明を期しようという立場から、こういうような立案になつたわけでありまして、御趣旨の点もお十分研究する余地はあると存する次第であります。

○委員長(伊藤修君) お答え願わなくてもよろしいのですけれども、立案者のお考えは当面の事務処理ということにのみ汲々として、本法の持つところの眼目を二義的に考へられたことは遺憾であると思ふのです。二百二十一条で期限を五年以上この法律が区切つたというところは、私は五年以上ばかりではなくして、五年以内のもので、二年、三年、いつでも返す、来月返す、半年先に返す、一年先に返すというものはやはり資金計画というものを書かせる必要があるのではないか、それでなければやはり債権者は納得しないと思ふのです。五年以内のものは調達方法というものを明示しない、それは拙つてやるというだけではやはり私は納得しないと思ふのです。五年と限らずやはり更生計画によつて定められたところの債務について弁済方法というものは、あらかじめ調達方法というものを定める必要があると思ふのです。五年以上のものだけを調達方法を定めて、それ以内のものは調達方法を定めないとはいふやり方はどうかと思ふのです。

○説明員(位野木新一君) 五年以下の債務につきましては、債務の弁済資金の調達方法を明示するというところは非常に好ましいことでありまして、できればそういうことを要件といたしたいのであります。これは一面計画が遂行可能であるか、どうかというところから、そういう調達方法の監督といふ点から、そういうこともできる仕組になつております。特に五年以上のもの、長いものにつきましては、厳格にこのような要件を要求したわけでありまして、期限の短いものはそれほどしなくてもよいのか。余りに細かい条件を附加するということは、やはり計画の瑕疵といふことを来し、思わぬ小さいことから計画が取消されるとか不道法になるとかいうようなことになりまして、できるだけ要件を簡略にするという意味で、五年以下の債務については、特にこれを要件としなかつたのであります。

○委員長(伊藤修君) それは今日の日本の裁判所の考え方は五年、十年、百年というものを簡単に考へられていられるのですが、五年という長いものでは、今日の生き馬の眼を抜くような企業界において、五年なんていう資金調達は考へていません。もう六十日以後のものは長期といつておる。九十日という手形は通用しないのです。いわゆるそれを長期と稱しているのです。だからそれは二年先とか一年先などいつたら殆んどその受けるほうのいわゆる債権者側から見れば、そういう金を資金繰りにあてていないので、私のいうのは何も来月払うとか再来月払うとかいうものまできめるとはいいませんけれども、少くとも一年とか半年先のものから資金調達の方法を明示するというところは、債権者に対して納得させるゆえんです。五年も先のことなんて……五年も先では金銭価値も違つて来るし、市場価格も違つて参りますから、そんな金は拾つても同様です。あなたがたは破産のような場合をお考えになつておるならそれはそれでいいでしょうけれども、それは破産じやない。その会社を見守つて行かなきゃならん、育成してやらなきゃならん、又協力も求めなくちゃならん、債権者に……従つてお前の債権は五年先だから、それ以前のやつは明示しない、

こういう扱ひ方は、これは更生させるゆえんにおいてよくないと思う。又實際問題としてそれは納得しませんですよ。五年先のやつをこれを明示させるというならば、勿論一年先くらいから明示させる必要があると思うのです。又私理想的に言えば、全体的に資金計画というものは明示する必要があるですね。又それくらいの確信がなかつたら、こんな管財人は必要ないですよ。又そんな人になつてもらつても何もしないと思ふのです。裏付にならないような計画なんというものは、おおよそ無意味なんですよ。問題はこの裏付ですよ。資金調達の裏付を考えないような管財人に管財を委託しても、ただ当事者に迷惑をかけるだけの事です。これはお考えにならなくちやいかんと思ふのですよ。

○説明員（野木新一君）その点は誠に御尤もな御議論と思ひますので、私どももといはしまして単にこの七章の更生計画の条項、ここにあるこれだけの更生ことでは、各担保権者の集会和か更生債権者の集会、或いは株主の集会に出してもなか／＼パスすることはむずかしくしいではないかと存ずる次第であります。管財人が更生計画を作つて、或いは担保権者の集会、更生債権者の集会、株主集会等をうまく乗切つて行かうというためには、各組において或る程度譲歩するといふふらない／＼の折衝をするると共に、みづから作つた計画の裏付となるべきいろ／＼の事業の目論見とか、資金の計画とか、そういうふうないろ／＼な裏付を以てこういふことにするから、どうか賛成してくれたいといふような、いろ／＼の折衝を重ねて初めて各組の多数決を得られまして

更生計画が成立し、可決に行くものと信じておるわけであります。従いまして更生計画が成立する実際の場面を見ますと、委員長が御指摘しておる場合と私どもが想定した場合と同じになるのではないかと存する次第であります。ただ法律的に批判される更生計画それ自体といたしましては、私どもは法律から見ました最小要件を盛って置けるのは足りるのではないかとこの立場をとつておるわけでありまして、委員長の御指摘の面からいいますと、そういう法律面のみならず、実際において各組の人がそういう事業計画なり、資金計画なりを前提として更生計画に賛成いたしましたならば、その資金計画なり、更生計画なり、事業計画などといったそういう経済的なものとも法自体の上に表示して置いたらどうかという御議論

になるのではないかと思います。果していずれの立て方をとつたほうが手続として簡易迅速に行くか、或いは更生計画の後の遂行の段階において円滑に行くかという点では、遂行の段階におきまます裁判所の監督、或いは管財人、整理委員等、機関による監督等によりまして可決、若しくは認可の法律的対象となる更生計画自体といたしましてはむしろ簡素な仕組みにして置いておいたほうがよろしいのではないかと、いうような考え方に従つたわけでありまして、実際のことの運びにつきましては、委員長のお考えになつているところと大体同じようなことを想定して、おつたわけであります。ただ、この二百二十一条の債務の期限につきましては、五年というは甚だしく今の経済界に照して非現実的ではないかという点でございしますが、この点につきましては、

ては、或いは現在におきましては五年というのは非常に長いという感もいたしますのも無理はないと存じますが、まあ一年、二年のような場合におきましては、先ほども申し上げましたように、遂行の段階における裁判所の監督権、或いは管財人の計画の遂行に対する努力、或いは整理委員等の役割によつて計画の遂行が計画通りに行くことが期待されるわけがありますが、それより長い五年というようなことになるかと、そこまで果して管財人もいろいろかどうか非常に疑問であります、そういう長いほうは何かはつきりした方法を明示して置かなければ、いろいろ弊害を生ずるのではないかというふうな考えで、まあ五年に切つたわけでありますが、一応立案のときの態度を申し上げて置きます。

○委員長(伊藤修憲) 立案者のお考えはよくわかりましたが、管財人が五年も会社にいるようなことがあつたら、その会社は更生は到底それはできませんよ。破産してしまふ。管財人の費用だけでも会社は償われない。だから私の予想するのは、恐らくこの更生手続のごとき、長くても一年くらいにして置いて解決さるべきもんだと思います。してみれば管財人においては半年一年で離れる。そしてその後理事者はそので更生計画に基いて遂行されるわけですから、やはりその手当はそこに更生計画に盛込まなければならぬ。その手当も考えて行きたい。管財人がそんなことは俺はちつとも知らないというよりなことになると……、資金調達の方法は一応指針は与えて置く必要があると思うんです。してみればやはり更生手続開始後と……、明らかに始期を

定めるとか、或いは一年行つて一律に定める、どつちかにして置かんと、あなたのような考え方がそのまま実業界に通じないと思うんです。大体考え方として、私はこの面ばかりじゃないんですが、観念的遊戯を試みて、どうしても実際の経済界と国民の實際生活というものにマッチしない法律が往々にあるんですよ。やはり私は法律理論ばかりじゃなくして、生活と経済というものに常にマッチして行かなくちやならんと思うんですよ。そこが私はやはり英米法のいいところじゃないかと思うんです。だからドイツ、大陸法系的に理念の遊戯ばかり試みて實際生活というものを度外視した感が我々の今日までの法律生活だと思ふんです。今後英米法系を取つて行く以上は、やはり法律の面においても常に實際経済と

くちやならんと思うんですよ。御説明の御趣旨はよくわかりますが、我々はやはりそういう態度で行かなくちやならん。又簡素化ということをしぼく先ほどから御説明があるけれども、立案に際して立案者の態度は成るべくよくわかるように法律を書くという態度である以上は、半条や一条を節約される必要はないと思うんです。法律全体ですべてがわかるようにお書きになるほうがいいと思います。

それから二百二十八条ですが、管財人の選任した取締役、監査役というものは、任期内にその取締役、監査役は辞任できるのですか。

○説明員（位野木益雄君） 二百二十八条によりまして選任せられました取締役は、これは辞任したい場合は辞任ができるというふうに考えております。

す。

○委員長(伊藤修君) まあ法律においてはよくそういう場合においては、止むを得ない事由がある場合に辞任することができるというふうに明らかにするのですが、明らかにせんでも、辞任ができるという根拠はどこから発見できるのですか。

○説明員(位野木益雄君) これは一般の商法の規定の原則に任じております。ここではただ商法の原則によらないでも、こういう手続をとることができ、こういう特例を設けたのでございます。

○委員長(伊藤修君) 二百二十八条の特例は選任に関する特例であつて、その就任後は一般商法によつていい、こういう趣旨ですね。

○説明員(位野木益雄君) さようでございます。

○委員長(伊藤修君) 二百三十四条の新会社と旧会社との間の契約の内容といふものを定むべきじゃないでしようね。

○説明員(位野木益雄君) この点につきましては、この法案の建前は新旧会社の権利関係というものを、単に両会社の間の契約というものとは考えていないのであります。更生計画全体となしまして新会社を設立するかどうか、新会社を設立する場合には、旧会社からどういふ財産を移転するかというようなことを定めてまして、それが可うされれば、当然計畫の効力が新旧会社に及んで、一定の効力を生ずるといふような建前をとっております。新旧会社の間の権利の関係、これは重要なものは二百三十四条の要件に含まれておりまして、特に別に契約を定める

説明員

法務府法制意
見第四局長 野木 新一君
法務府法制意見
第四局参事官 位野木益雄君

という必要はないと考えております。
○委員長(伊藤修君) まだ質問事項は相当ありますが、これはいずれ機会を得てお尋ねすることにいたしまして、一応一通りの質問を、本日の程度で終つて置きたいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) 他に何か……。
それではお諮りいたしますが、この法律は御承知の通り、実際経済界において重要な問題を投げかけて来ると思ひますし、殊に金融機関におけるところの、こういう法律ができた場合における措置というものは、相当重大な影響を及ぼすものと考えられますから、関西財界専門のかたの御意見を伺うために出張したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(伊藤修君) それでは出張の日取、その人員及び意見を聞く人の範囲、それから質問事項等を、委員長に御一任願えませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(伊藤修君) それでは委員長において然るべく取計ります。
それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 齋 武雄君
岡部 常君
一松 定吉君
須藤 五郎君

事務局側
常任委員 長谷川 宏君
会専門員 西村 高兄君
会専門員

昭和二十六年十月四日印刷

昭和二十六年十月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所